

IFRS実務トピックニュースレター ~銀行業~

IFRS第9号の減損モデル—バーゼル銀行監督委員会の提案



銀行はIFRS第9号「金融商品」の新たな減損モデルの論点にどのように取り組むかについて検討をしているが、バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委員会」）も2015年2月に市中協議文書「予想信用損失会計に関するガイダンス」（以下、「ガイダンス案」）を公表し、この議論に加わった。ガイダンス案には、国際的に活動する銀行（internationally active banks）がIFRS第9号の減損規定をどのように適用すべきかについてのバーゼル委員会の見解を含む提案が記載されている。

バーゼル委員会は、「予想信用損失会計モデルの、高品質で、健全かつ一貫性のある適用」に焦点を置いている¹。

比較可能性及び一貫性

ガイダンス案公表の理由の1つとして、バーゼル委員会がIFRS第9号の減損モデルをすべての国・地域に一貫して適用することの重要性を考慮したことが挙げられる。ガイダンス案のパラグラフ3は、このガイダンス案の目的が「共通性があり同一の会計フレームワークを適用している場合に、一貫した解釈及び適用実務を実現すること」にあると述べている。ガイダンス案において示された原則8では、「銀行が公表する報告書は、透明性及び比較可能性を推進するものでなければならない」と述べている。

ガイダンス案は一貫性のある適用の意味、及び等しく重要な一貫性のない適用の意味について説明していない。一貫性は、健全性報告及び財務報告双方の基礎となる重要な概念である。しかし、様々な解釈が自由にできる概念もある。例えば、これはプロセスまたは結果の一貫性を意味することもあれば、同一組織の異なる部門による報告の一貫性、同一組織の複数年度にわたる報告の一貫性、あるいは異なる組織間の報告の一貫性を意味することもある。

¹ 2015年2月に公表されたバーゼル銀行監督委員会の市中協議文書「予想信用損失会計に関するガイダンス」のパラグラフ7

IFRSは原則主義の基準であり、原則の解釈には判断が伴う。これは、減損の見積りが、「科学」というよりはむしろ「芸術」であるため、減損については特に当てはまる。IAS第39号の発生損失モデルにもこれはいえるが、IFRS第9号の新たな予想信用損失モデルはこの傾向が一層強く、そのため判断の範囲が拡大し、銀行が認識する減損損失の金額に対する潜在的な影響が増大する。ただし、IFRS第9号の一貫した解釈は必ずしも一貫した結果をもたらさない。なぜなら、結果には、企業固有の事実及び状況、並びに経営者が行った合理的な判断を反映しなければならないからである。

EU圏の大手銀行130行に対して欧州中央銀行(ECB)が2014年に実施した資産の質に関するレビューにおいて、監督当局は異なる企業間の比較可能性の観点で一貫性を検討しているということが明らかになった。このレビューに際しては、比較可能な基準(例:このレビューに参加したすべての銀行が用いた不履行エクスポートジャー(NPE)の標準的な定義。このような定義を導入したことにより、これらの銀行が保有するNPEは1,350億ユーロ増加した)に基づいてデータが提示されることを確実にするために相当な準備が行われた。

KPMGは会計基準に対する一貫した解釈の原則を支持する一方で、IFRS第9号の減損規定に関して一貫した解釈が行われることは、ある銀行と他の銀行が直接比較可能となるような結果をもたらすわけではないことを認識している。

高い適用コスト

IFRS第9号の新たな減損の手法の実務への適用は、銀行のシステム及びプロセスに重大な影響を及ぼすため困難が伴う。新たなモデルの開発過程において、IASBは予想される実務上の困難について検討した(例:2009年に公表された最初の公開草案がもたらす結果を完全に理解するために、IASBは信用リスク専門家からなる委員会からの情報を求めた)。その後、モデルの整合性を損ねることなく実務への影響を緩和するためのいくつかの簡便法が導入された。

バーゼル委員会のガイダンス案はこれらの簡便法の一部を削除するものであり、その結果、IFRS第9号の適用の複雑性が増すことになる。例えば、以下が提案されている。

- IFRS第9号では、ある金融商品が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定することができる。バーゼル委員会のガイダンス案は、IFRS第9号における低い信用リスクの例外規定の利用は減損モデルの適用が低品質であることを表すことになると述べている。このガイダンス案は貸付金のみに適用され、例外規定が利用される可能性が最も高いと思われる負債証券には適用されない。しかし、例外規定は大口の商業用貸付金にも適用できるものである。
- IFRS第9号は、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、かつ合理的で裏付け可能な情報を利用することを企業に求めている。しかし、バーゼル委員会のガイダンス案は、関連する情報を入手するために過大なコスト及び労力を伴う可能性が高いとは考えられないと述べている。バーゼル委員会は、高品質で、健全かつ一貫性のあるIFRS第9号の適用は、新たなシステム及びプロセスへのコストのかかる投資をまず行う必要があることを認めているものの、長期的な利益がコストを上回ることから、過大なコストには該当しないと考えている²。

² ガイダンスのパラグラフA46

会計基準の要求事項とは異なり、ガイダンス案は重要性を考慮せずにドラフトされたようであり、提案されている適用における厳しい要求事項によって高い適用コストが生じる可能性があるものの、財務報告について重要性の低い僅かな改善しかもたらさない。例えば、ガイダンス案において「正確に」、「全範囲にわたり³」、「すべての貸付け」、及び「すべての関連する地域差異⁴」という表現が用いられていることから、この可能性がある。また、信用リスクの著しい増大の証拠として挙げられている項目⁵は、信用リスクの増大の証拠でしかないと考えられる。

このガイダンス案の適用範囲は国際的に活動する大手銀行を対象とすることを意図しているが、各国の監督当局によりそのまま導入される可能性もあり、その場合はより広範囲の金融機関に適用されるというリスクがある。監督当局は、銀行に課す基準を作成するに際して「部分的アプローチ(proportionate approach)」を採用することができ、これによって複雑でない銀行はその規模、性質及び複雑性に見合ったアプローチの適用を認められることがガイダンス案に示されてはいる。部分的アプローチを適用するために、要求事項(信用リスク管理及び会計モデルの適用に関する要求事項)がどのように調整されるのかについての例示がガイダンス案に含まれれば、異なる国・地域の監督当局にとって有用なものとなると考えられる。

また、国際的に活動する大手銀行でも小規模のポートフォリオを有しており、これらについては新たな減損モデルの適用に際して簡便法を適用しても著しく異なる結果を生じさせることはないが、不釣り合いなコストを負担させる可能性がある。銀行は、また、このような小規模のポートフォリオについて、統計上有効な予想信用損失モデルを構築するための限られたデータしか保有していない場合がある。

要求事項をどのように実務に適用するかに関する実務ガイダンスが規定されることによって、便益を得る可能性がある分野は他にもある(例:一定期間のデフォルト確率は曲線を描く可能性があり、したがって借手の信用度が変わらない場合であっても、その借手が支払う貸付金のデフォルト確率は時間の経過とともに変化するという事実を「信用リスクの著しい増大」の評価にどのように織り込むか)。

このガイダンス案に対してコメントする機会を与えられたIASBのメンバーは、銀行がIFRS第9号の減損規定を満たすことができなくなるような要素を特定はしなかった。しかし、ガイダンス案は、同一顧客への高い金利による貸出は信用リスクの著しい増大があつたことを示すという新たな反証可能な推定を導入している。これによって、IASBが本来意図していなかつたような歪みが生じる可能性がある。

延滞に関するデータの使用

バーゼル委員会は、「延滞に関するデータは通常過去データであり、銀行が予想信用損失(ECL, expected credit loss)アプローチを適用するうえでこれを用いることは適切ではない」と考えていることがガイダンス案において示された⁶。この見解は、信用リスクの著しい増大を説明する文書の一部に含まれているが、減損モデルの他の要素にも適用されるより広範囲のものとしてドラフトされたものと考えられる。

³ ガイダンスのパラグラフ30及び53

⁴ ガイダンスのパラグラフA28

⁵ ガイダンスのパラグラフA27

⁶ ガイダンスのパラグラフA22

IFRS第9号に基づいて信用リスクの著しい増大の有無を評価する際に、延滞に関するデータは、ほとんどの場合に、より将来を考慮した情報によって(例えば、ポートフォリオ・レベルでマクロ経済要因の影響を考慮することによって)補足される必要がある。ただし、延滞に関するデータは、減損モデルの重要な構成要素である。過去データは、類似するエクスポージャーの過去の履行状況に関する客観的な測定であり、将来に起こり得る状況について検討する際の適切な出発点となるものであり、銀行はこれらの過去データに基づきデフォルト確率を算定する。過去データは将来を考慮した情報と合わせて検討しなければならないが、モデルの重要な要素としての有効性は認められるべきである。

例えば、IFRS第9号によると、遠い将来の期間について、企業は利用可能な詳細な情報からの予測を推定することができ⁷、場合によっては、調整前の過去情報は最善の合理的で裏付け可能な情報である可能性があるとされている⁸。

デフォルトの定義

このガイダンス案は、IFRS第9号の目的上のデフォルトの定義を規制上の定義と一致させることを銀行に提案している⁹。しかし、欧州銀行監督機構(EBA)は最近、リスク加重資産の計算における銀行間の差異の要因となる分野の1つとして、規制上のデフォルトの定義の適用が認識されていることに言及した¹⁰。これらの差異の一部は、様々な国・地域の監督当局の実務及び各国の規制が異なっていることから生じている。このような場合、規制上の定義を会計目的で適用することによって、異なる銀行間の比較可能性が低下する恐れがある。

また、特定のEU諸国の特定の種類のエクスポージャーについては、デフォルトの閾値を180日とみなしている。この日数はIFRS第9号の反証可能な推定である90日を超過しており、このため規制上の要求事項と会計上の要求事項との間に不整合が生じる可能性がある。

次のステップ

監督当局及び会計基準設定主体は、高品質の財務報告に対する関心を共有している。KPMGは、銀行監督当局が会計基準の適用の質を監視する重要な役割を担っており、この目的を達成するために他の利害関係者と協力すべきであると考えている。また、(ガイダンス案が適用される企業のみならず)様々な企業におけるIFRS第9号の減損規定の一貫性のある解釈という目標は、利害関係者の協力によって達成されると考えている。したがって、KPMGは、IASBがITG(Transition Resource Group for Impairment of Financial Instruments)と協力してIFRS第9号の一貫性のある解釈及び適用の一助となる追加的なガイダンスの開発を進めるよう、IASBに働きかけることをバーゼル委員会に提案している。これは、異なる利害関係者が公表した複数の、かつ整合していない可能性のあるガイダンスに準拠しなればならないことによってIFRS第9号の適用の複雑性が増大することを避けることにもなる。

⁷ IFRS第9号のB5.5.50項

⁸ IFRS第9号のB5.5.52項

⁹ ガイダンスのパラグラフA4

¹⁰ ディスカッション・ペーパー「内部格付手法(IRB)の将来(EBA/DP/2015/01)」。2015年3月

Contacts

金融事業部

大川 圭美

T: 03-3548-5102

E: tamami.okawa@jp.kpmg.com

間瀬 友未

T: 03-3548-5102

E: tomomi.mase@jp.kpmg.com

仁木 一秀

T: 03-3548-5102

E: kazuhide.niki@jp.kpmg.com

藤原 初美

T: 03-3548-5102

E: hatsumi.fujiwara@jp.kpmg.com

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2015年4月に発行した「THE BANK STATEMENT Q1 2015 NEWSLETTER」の一部を抜粋して翻訳したもので、翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs

IFRS実務トピック～銀行業～ニュースレターは、銀行業に関するIFRS及び規制関連の情報を提供しています。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報を求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。